

# **真庭市地域防災計画**

**(原子力災害等対策編)**

**令和4年6月**

**真庭市防災会議**

# 目 次

第1章 総論 .....	1
第1節 総則 .....	1
■ 第1 計画の目的 .....	1
■ 第2 計画の性格 .....	1
■ 第3 計画の周知徹底 .....	1
■ 第4 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 .....	2
■ 第5 用語の定義 .....	2
■ 第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱 .....	3
第2章 原子力災害対策 .....	5
第1節 総則 .....	5
■ 第1 基本方針 .....	5
■ 第2 原子力施設の概要 .....	5
■ 第3 計画の基礎とするべき災害の想定 .....	5
■ 第4 防護措置の準備及び実施 .....	6
第2節 原子力災害事前対策 .....	7
■ 第1 基本方針 .....	7
■ 第2 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保 .....	7
■ 第3 人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議 .....	7
■ 第4 報告の徴収と立入検査 .....	7
■ 第5 原子力防災専門官との連携 .....	7
■ 第6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	8
■ 第7 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	8
■ 第8 緊急事態応急体制の整備 .....	10
■ 第9 住民等への的確な情報伝達体制の整備 .....	11
■ 第10 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 .....	11
■ 第11 災害復旧への備え .....	12

第3節 緊急事態応急対策 .....	13
■ 第1 基本方針 .....	13
■ 第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	13
■ 第3 活動体制の確立 .....	14
■ 第4 飲食物の摂取制限及び出荷制限等 .....	16
■ 第5 緊急輸送活動 .....	17
■ 第6 救助・救急、消火及び医療活動 .....	18
■ 第7 住民等への的確な情報伝達活動.....	19
第4節 原子力災害中長期対策 .....	21
■ 第1 基本方針 .....	21
■ 第2 緊急事態解除宣言後の対応 .....	21
■ 第3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 .....	21
■ 第4 放射性物質による環境汚染への対処.....	21
■ 第5 各種制限措置等の解除 .....	21
■ 第6 災害地域住民に係る記録等の作成 .....	21
■ 第7 風評被害等の影響の軽減 .....	22
■ 第8 被災中小企業等に対する支援.....	22
■ 第9 心身の健康相談体制の整備 .....	22
第3章 放射性物質事故対策 .....	23
第1節 総則 .....	23
■ 第1 基本方針 .....	23
■ 第2 対象とする事象 .....	23
第2節 事故の予防と体制の整備 .....	24
■ 第1 基本方針 .....	24
■ 第2 放射性物質に係る事故等の予防対策 .....	24
■ 第3 放射性物質に係る事故時の体制整備 .....	24
第3節 事故時の応急対策 .....	24
■ 第1 基本方針 .....	24

■ 第2 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置 .....	25
■ 第3 国、県、県警察、市が行う措置.....	25
■ 第4 事故復旧対策.....	26
第4章 島根原子力発電所への対策 .....	27
第1節 計画の目的 .....	27
第2節 異常時等の対策.....	27
■ 第1 環境放射線異常時の対策 .....	27
■ 第2 発電所異常時の対策 .....	27
■ 第3 警戒事象時の対策.....	28
■ 第4 特定事象時の対策 .....	30
第3節 住民等への的確な情報伝達活動 .....	31
■ 第1 住民等への情報伝達活動.....	31
■ 第2 県内のモニタリングポストにおける異常値の伝達.....	31
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動.....	32
■ 第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 .....	32
■ 第2 学校、保育所等施設における避難措置 .....	32
■ 第3 飲食物、生活必需品等の供給.....	32
第5節 活動体制、復旧対策等 .....	33
第6節 U P Zを含む市町村からの広域避難の受入体制 .....	33

# 第1章 総論

## 第1節 総則

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の加工施設及び使用施設の運転等及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることなどによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策を定めるとともに、その他の放射性物質事故災害から地域住民等の安全を確保するために、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格

#### 1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画原子力災害等対策編に基づいて、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

#### 2 市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「真庭市地域防災計画」の「原子力災害等対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「真庭市地域防災計画風水害等対策編・地震災害対策編」の定めによる。

#### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合には、これを修正する。

### 第3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

## 第4 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

真庭市地域防災計画（原子力災害等対策編）は、中央防災会議の示す「防災基本計画」及び原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

## 第5 用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市本部……………真庭市災害対策本部をいう。
- (2) 県本部……………岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 県現地本部……………岡山県現地災害対策本部をいう。
- (4) 市防災計画……………真庭市地域防災計画をいう。
- (5) 県防災計画……………岡山県地域防災計画をいう。
- (6) 市本部長……………真庭市災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長……………岡山県災害対策本部長をいう。
- (8) 防災関係機関……………市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体  
その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (9) 原子力事業者……………原災法第2条に該当する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構をいう。
- (10) 人形峠環境技術センター……………国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターを  
いう。
- (11) 災害対策指針……………「原子力災害対策指針」をいう。
- (12) 情報収集事態……………鏡野町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（岡山県において震度6  
弱以上の地震が発生した場合を除く）をいう。
- (13) 特定事象……………原災法第10条に基づき原子力防災管理者に通報が義務付けられている事象をい  
う。
- (14) 警戒事態……………県内で震度6弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人  
形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された事  
態をいう。
- (15) 現地事故対策連絡会議…原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子  
力緊急事態に該当しない場合、国、県等関係機関で対策を協議するための連絡会  
議をいう。
- (16) 原子力緊急事態……………原災法第15条に基づき内閣総理大臣が緊急事態宣言を発した事態をいう。
- (17) オフサイトセンター……原災法第12条に基づく緊急事態応急対策等の拠点となる施設をいう。
- (18) 合同対策会議……………原災法第23条に基づき、原子力緊急事態宣言が発せられたとき、国、県、関係市  
町村、原子力事業者等が、相互に協力するために組織する「原子力災害合同対策  
協議会」をいう。
- (19) S P E E D I ネットワークシステム……緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムをいう。

## 第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、県警察、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、真庭市地域防災計画風水害等対策編第1編第3章に定める「防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

### 1 市

- (1) 原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
- (2) 原子力災害に関する情報の収集、伝達に関すること。

### 2 県

- (1) 原子力防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 原子力防災知識の普及と啓発に関すること。
- (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。
- (4) 原子力防災活動資機材等の整備に関すること。
- (5) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。
- (6) 平常時及び緊急時モニタリングの実施に関すること。
- (7) 国の専門家の派遣要請に関すること。
- (8) 県本部の設置及び廃止に関すること。
- (9) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (10) 住民の避難及び立入制限等に関すること。
- (11) 被災者の救助、救護及び支援等に関すること。
- (12) 緊急時医療活動体制の整備に関すること。
- (13) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (14) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
- (15) 飲料水、食料、医薬品その他の物資の備蓄及び確保に関すること。
- (16) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (17) 災害復旧の実施に関すること。
- (18) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (19) 市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整に関すること。
- (20) 国の災害対策本部等との災害応急対策の連絡調整に関すること。
- (21) その他原子力災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

### 3 県警察

- (1) 原子力災害警備計画に係る業務に関すること。
- (2) 原子力災害警備用資機材に関すること。
- (3) 原子力災害情報の収集、伝達に関すること。
- (4) 屋内退避、避難誘導に関すること。
- (5) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策業務に関すること。
- (6) 治安の維持、その他災害時における必要な対策に関すること。

(7) 関係機関による災害救助及び災害復旧活動への協力に関すること。

#### 4 その他の関係機関

##### (1) 医療機関

ア 救護班、医療班の編成及び医療救護の実施に関すること。

イ 開設又は管理する医療施設につき臨時救護所又は委託医療機関としての活用に関すること。

##### (2) 輸送関係事業所

災害応急対策の実施にかかる輸送について、防災関係機関への協力に関すること。

##### (3) 建設関係事業所

ア 災害応急対策の実施にかかる建設機械による人命救助及び障害物除去の協力に関すること。

イ 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請に関すること。

##### (4) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会等）

被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋についての協力に関すること。

##### (5) 文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）

義援金品の募集等についての協力に関すること。

##### (6) アマチュア無線の団体

原子力災害時における非常無線通信の確保の協力に関すること。

##### (7) 人形峠環境技術センター

ア 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。

イ 原子力施設の防災管理に関すること。

ウ 原子力防災に関する従業員等への教育及び訓練に関すること。

エ 原子力災害時における状況の把握並びに防災関係機関への通報及び経過の報告に関すること。

オ 原子力施設における火災等への適切な対処のための自衛消防隊の整備に関すること。

カ 原子力施設の火災時における消防機関への迅速な通報及び自発的な初期消火活動に関すること。

キ 原子力災害時における緊急事態応急対策の実施に関すること。

ク 原子力災害時における周辺住民等被災者の危険回避のため、情報伝達用の通信連絡設備及び通信連絡体制の整備に関すること。

ケ 環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。

コ 防護資機材の備付け及び保守点検に関すること。

サ 原子力防災対策資料の整備に関すること。

シ 平常時及び緊急時モニタリングの実施に関すること。

ス 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。

セ 原子力災害事後対策の実施に関すること。

ソ 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策が実施される場合における原子力防災要因の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。

タ その他、県、市及び関係機関等が行う原子力防災対策に関する全面的な協力に関すること。

# 第2章 原子力災害対策

## 第1節 総則

### 第1 基本方針

災害対策基本法及び原災法に基づき実施する人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策（事業所外運搬に係るものも含む。）を定める。

## 第2 原子力施設の概要

設置者	事業所名	事業所所在地	施設名
独立行政法人日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	鏡野町上斎原 1550	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製鍊転換施設

## 第3 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの核燃料物質（放射性物質）及び放射線の放出形態は、ウランの漏えい等を想定し、次のとおりとする。

### 1 火災、爆発等による核燃料物質の放出

火災、漏えい等によって施設からウラン（U F<sub>6</sub>）が漏えいした場合、大気中でエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）の形態のフッ化ウラニル（U O<sub>2</sub> F<sub>2</sub>）と気体としてのフッ化水素（H F）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。

爆発等によりフィルターを通さず放出されるものは、粗い粒子のものが多いとみられるが、気体状の物質に比べ早く沈降する。

### 2 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の希ガス、ヨウ素等の放射性物質）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が周囲に放出される。

施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線は、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。

## 第4 防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影响等を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が災害対策指針等に基づく緊急事態区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

#### (1) 緊急事態区分

事故の初期段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。この計画においては、災害対策指針等を踏まえ、以下のとおり緊急事態区分を設定し、施設の状況等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

- ①情報収集事態
- ②警戒事態（A L）
- ③施設敷地緊急事態（S E）
- ④全面緊急事態（G E）

#### (2) 緊急時活動レベル（E A L）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、災害対策指針に定められたE A Lの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

### 2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力して実施する。

## **第2節 原子力災害事前対策**

### **第1 基本方針**

人形峠環境技術センターに係る原子力災害の発生又は拡大を未然に防止するために必要な予防体制及び施設、防護資機材等の整備、防災訓練の実施等について定めるものである。

### **第2 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保**

人形峠環境技術センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」等関係法令並びに県及び鏡野町との間で締結している「(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」を遵守し、安全確保及び公害の防止並びに環境の保全の措置を講じ、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに自然環境を確保し操業する。

### **第3 人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議**

- 1 市は、人形峠環境技術センターが作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画が県に提出され、県から計画案についての協議を受けたときは、市防災計画との整合性を図りながら、関係機関と協議を行う。

### **第4 報告の徴収と立入検査**

県は、必要に応じ、人形峠環境技術センターから報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、人形峠環境技術センターが行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

### **第5 原子力防災専門官との連携**

市は、市地域防災計画（原子力災害等対策編）の作成、人形峠環境技術センターの防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

## 第6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- 3 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

## 第7 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、人形峠環境技術センター、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図る。

#### (2) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

### 2 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国・県及び鏡野町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

#### (3) 防災対策上必要とされる資料

市、国、県、鏡野町及び人形峠環境技術センターその他関係機関は相互に協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定場所に備え付ける。

##### (整備を行う資料)

###### ア 人形峠環境技術センターに関する資料

###### (ア) 原子力事業者防災業務計画

###### (イ) 人形峠環境技術センターの施設の配置図

###### イ 社会環境に関する資料

###### (ア) 種々の縮尺の周辺地図

- (イ) 周辺地域の人口、世帯数（人形峠環境技術センターとの距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、避難行動要支援者（要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- (ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備等の情報を含む。）
- (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人保健福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（人形峠環境技術センターとの距離、方位等についての情報を含む。）
- (カ) 緊急時被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- (キ) オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- (ア) 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- (イ) 線量推定計算に関する資料
- (ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料
- (エ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- (オ) 農林畜水産物の生産及び出荷状況
- エ 防護資機材等に関する資料
- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況
- (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- (ア) 人形峠環境技術センターを含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- (イ) 人形峠環境技術センターとの緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

### 3 通信手段の確保

市は、国、県及び鏡野町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、人形峠環境技術センターからの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

#### (1) 専用回線網の整備

関係機関は通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。

#### (2) 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活

用するよう努める。

#### (3) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた場合には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

#### (4) 非常用電源の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

#### (5) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第8 緊急事態応急体制の整備

### 1 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、県に対し消防の応援について、県内外の市町村等による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるよう要請する。

### 2 自衛隊との連携体制

市は、県に対し自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えるよう要請する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時からその想定を行っておく。

### 3 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、人形峠環境技術センターその他関係機関との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

### 4 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、車両、ヘリコプター等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

### 5 複合災害に備えた人材及び防災資機材の確保等

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機

材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関、他市町村及び人形峠環境技術センターと相互の連携を図るとともに、外部からの支援を早期に要請する。

## 第9 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- 2 市は、国及び県等と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。
- 3 市は、国及び県等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県等と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- 5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第10 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 市は、国、県等及び人形峠環境技術センターと協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。  
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。  
なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
  - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
  - (2) 人形峠環境技術センターの概要に関すること。
  - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
  - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の方法及び放射線防護に関すること。
  - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
  - (6) コンクリート屋内待避所、避難所に関すること。
  - (7) 要配慮者等への支援に関すること。
  - (8) 緊急時にとるべき行動に関すること。
  - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- 2 防災週間等における啓発事業の実施

市、県、防災関係機関等においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、原子力防災等に関する啓発活動を実施し、意識の高揚を図る。

（主な予防運動実施時期）

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・原子力の日（10月26日）

## 第11 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行うものとする。

## 第3節 緊急事態応急対策

### 第1 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の緊急事態応急対策を中心に定めるものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

### 第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

##### (2) 人形峠環境技術センターからの警戒事象発生の通報があった場合

ア 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、岡山県において震度6弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。

イ 原子力規制委員会は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、鏡野町及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者等の避難を含む援護体制を構築するよう連絡する。

ウ 県は、人形峠環境技術センター及び国から通報・連絡を受けた事項について、真庭市、津山市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

##### (3) 人形峠環境技術センターからの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

ア 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに内閣府、県、原子力規制委員会、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、鏡野町、関係県警察本部（岡山、鳥取）に連絡する。

ウ 県は、人形峠環境技術センター及び国（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、真庭市、津山市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に隨時連絡する。

## 2 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 人形峠環境技術センターは、県を始め官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に施設の状況、人形峠環境技術センターの応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。連絡を受けた原子力規制委員会は、現地事故対策連絡会議に連絡する。

イ 県は、国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）を含む。）から情報を得るとともに、人形峠環境技術センター等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

ウ 市は、県、鏡野町及び指定地方公共機関等との間において、人形峠環境技術センター及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にする。

### (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 市は、県から全面緊急事態の発生の連絡を受けた場合、県が国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び人形峠環境技術センターその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて行う、人形峠科学技術センターの状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置を把握し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 市は、オフサイトセンターに県が派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡する。

ウ 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに県及び鏡野町を始め人形峠環境技術センター、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。

## 第3 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

#### (1) 原子力災害対策のための警戒体制

##### ア 警戒体制

市は、特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び人形峠環境技術センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。

また、夜間休日等の職員の緊急呼出については、市（宿日直者）に入った情報を災害連絡員に携帯電話等で連絡することにより、早期に対応する。

[警戒体制時の職員の非常参集体制]

参集体制	参集時期	体制	参集要員
警戒体制	①人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ②県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員

イ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、人形峠環境技術センター等から情報等を得るなど国・県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

ウ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、以下の基準による。

- (ア) 市が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 特別警戒体制をとるとき又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 特別警戒体制

ア 市は、県が特別警戒体制に移行した場合又は市長が必要と認めた場合は、特別警戒体制をとるものとし、事態の推移に伴い速やかに非常体制に移行できる体制を整える。

イ 特別警戒体制の解除は、警戒体制の解除と同じ基準による。

(3) 災害対策本部の設置等

ア 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県が対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合は、非常体制に移行し、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。なお、市が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国、県に連絡する。

イ 災害対策本部の廃止は、概ね次の基準による。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 災害対策本部長が、緊急事態宣言発出前において、原子力災害に係る応急対策が、概ね完了したと認めるとき。
- (ウ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

以上の状況が確認された場合には、国、県と調整協議したのちに、廃止措置をとる。

(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、分掌事務等は真庭市地域防災計画風水害等対策編第3編第1章「防災組織」を準用する。

2 職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため県から職員の派遣を要請された場合は、職員の派遣する。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長

に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

## 第4 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

### 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、災害対策指針を踏まえた国、県の指示・要請に基づき実施する農林畜水産物のモニタリング調査の結果により、農林畜水産物の採取及び出荷の制限措置を決定したときは必要な措置をとる。

### 3 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と協力して関係住民への応急措置を講じる。その際には、男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

#### (1) 飲料水の供給

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は、汚染されていない井戸水、河川水をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、応援協力体制は、次のとおりとする。

ア 市は自ら飲料水を供給することが困難な場合、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について、応援を要請する。

イ 県は、市からの応援要請にかかる実施が困難な場合は、自衛隊へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

ウ 県は、市が実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。

エ 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### (2) 食料の供給

##### ア 米穀等の応急供給

市は、事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

##### イ 炊出しその他のによる食料の給与

(ア) 市は、応急的に乾パン、飯缶をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。

(イ) 炊出しへは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(ウ) 市は、炊出し用米穀を必要に応じ、米穀小売り業者から確保するものとするが、確保が困難な場合にはあっては、県に申請して売却決定通知を受け確保する。

##### ウ 応援協力関係

(ア) 市は、自ら炊出し、その他による食料の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他のによる食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

## 第5 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位及びその範囲

市は、県及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、調整する。

順位	順位別輸送範囲
第1	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のメンバー
第2	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送体制の確立

##### ア 輸送力の確保

自動車運送事業者等の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

##### イ 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

##### ウ 輸送拠点の確保

(ア) 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(イ) 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうるよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

##### エ 応援協力関係

(ア) 緊急輸送を行う関係機関は、必要に応じ又は要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(イ) 市及び関係機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合は、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請するとともに輸送関係省庁等に支援を要請する。

(ウ) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 2 緊急輸送のための交通確保

##### ア 交通規制

(ア) 道路管理者による通行の禁止・制限

- ・ 道路の通行が危険であると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限し、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。
- ・ 災害が発生するおそれがある場合又は災害時において、必要に応じ、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ・ 道路法による道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。
- ・ 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明示する。
- ・ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者等がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(イ) 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域、期間及び理由等を相互に通知する。

(ウ) 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。

なお、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

(エ) 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、情報板を始め、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないように努める。

イ 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

## 第6 救助・救急、消火及び医療活動

### 1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は人形峠環境技術センターその他の民間からの協定により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県又は県内の他市町村へ救助・救急及び消火活動に要する人員・資機材について、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。なお、要請時には以下の事項に留意する。
  - ア 救助・救急及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
  - イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
  - ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

## 2 医療活動

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時被ばく医療について積極的に協力する。

## 第7 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して広報を実施する。

なお、要配慮者に配慮した伝達を行う。

(2) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖又は混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり少なくするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(3) 市は、住民等への情報提供に当たっては国、県と連携し、情報の発信元を明確にし、情報の一元化を図るとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するとともに、定期的な情報提供に努める。

### ア 市の広報体制

(ア) 音声告知放送設備

(イ) C A T V

(ウ) 広報車による広報

(4) 市は、役割に応じて原子力災害の状況（人形峠環境技術センターの事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者等に配慮した伝達を行う。

(5) 市は、国、県と連携し、合同対策協議会等の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、人形峠環境技術センター等と相互に連絡をとりあう。

(6) 市は、国、県と連携し、情報伝達に当たっては、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

ア 報道機関は、各機関から災害広報を実施することに依頼があった場合、次のような災害関連番組及び記事を編成して報道するなど、積極的に協力する。

(ア) 災害関連番組

(イ) 災害関係の情報

(ウ) 安否情報

(エ) 災害対策のための解説

(オ) 関係機関の告知事項

(カ) 交通情報

(キ) その他必要な情報

イ 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 市は、県等と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## **第4節 原子力災害中長期対策**

### **第1 基本方針**

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要があると認められるときは、本節に定めた対策に準じて対応する。

### **第2 緊急事態解除宣言後の対応**

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### **第3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定**

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県に報告する。

### **第4 放射性物質による環境汚染への対処**

市は、国、県、人形峠環境技術センター及びその他の関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### **第5 各種制限措置等の解除**

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を鏡野町及び関係機関に指示する。

また、解除実施状況を確認する。

### **第6 災害地域住民に係る記録等の作成**

#### **1 災害地域住民の記録**

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記載することに協力する。

#### **2 影響調査の実施**

市は、必要に応じ、農林畜水産業等の受けた影響について調査する。

## 2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

## 第7 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

## 第8 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災中小企業者等に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第9 心身の健康相談体制の整備

市は、災害対策指針に基づき、国及び県と連携し、地域住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

# 第3章 放射性物質事故対策

## 第1節 総則

### 第1 基本方針

医療用や工業用並びに発電用の放射性物質の取扱による事故や放射性物質の発見等事故の発生し、又はそのおそれがある場合に関し、放射性物質の特殊性にかんがみ、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力の下に各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定めるものである。

### 第2 対象とする事象

#### 1 放射性物質を取扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えいし、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

#### 2 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において発見されることをいう。

#### 3 計画における対応

本編の予防、応急、事後措置で対応が十分でないと認める重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、「第2編原子力災害対策」に準じ対応する。

また、放射性物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、放射性物質取扱事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (3) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

## 第2節 事故の予防と体制の整備

### 第1 基本方針

放射性物質に係る事故等を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。

### 第2 放射性物質に係る事故等の予防対策

#### 1 放射性物質取扱事業者等が行う措置

関係法令に基づく適正な取扱い、管理、運搬等を行うための保安規定の整備等自主保安体制の整備に努める。

#### 2 防災関係機関が行う措置

放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずる。

### 第3 放射性物質に係る事故時の体制整備

#### 1 放射性物質取扱事業者等が行う措置

- (1) 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項について、消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
- (2) 万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
- (3) 放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。

#### 2 防災関係機関が行う措置

- (1) 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
- (2) 救急・救助体制を整備する。
- (3) 放射性物質の防護資機材を整備する。

## 第3節 事故時の応急対策

### 第1 基本方針

放射性物質の取扱い上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故

等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

## 第2 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

### 1 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

また、放射性物質の発見者等は、県が定める「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通知する。

### 2 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規定等に基づき、次の措置を講ずる。

#### (1) 消火その他事故の鎮静化措置

#### (2) 立入制限区域の設定による被ばくの防止

#### (3) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止

#### (4) 放射線に被ばくした者の救護及び除染

#### (5) その他放射線障害の防止に必要な措置

### 3 防災関係機関の行う措置への協力

#### (1) 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集

#### (2) 事故の鎮静化に必要な資機材の提供

#### (3) 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

## 第3 国、県、県警察、市が行う措置

### 1 国が行う措置

#### (1) 国（関係省庁）が行う措置

事故の拡大を防止し、被害を最小にするための各種情報の提供、必要に応じ要員の派遣、資機材の提供等

#### (2) 労働基準監督署が行う措置

事故等発生事業所に対する指導及び被ばくした者に対する労働安全衛生上の措置

### 2 県が行う措置

#### (1) 放射性物質による事故の発生又は放射性物質の発見を知ったときは、当該事業者又は発見者に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずるよう通知するとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

#### (2) 県は、自らの防災活動又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、国へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

### 3 県警察が行う措置

#### (1) 放射性物質事故情報の収集とその活用

#### (2) 被災者等の救出及び屋内退避の措置

- (3) 被災地域住民への避難等の広報及び避難誘導
- (4) 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- (5)迂回路の設定等必要な交通規則

#### 4 市が行う措置

市長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- (2) 事故の態様に応じた避難の指示等
- (3) 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- (4) 被ばく者の救助等
- (5) 汚染の拡大防止及び除染
- (6) 地域住民等に対する広報

なお、市は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

## 第4 事故復旧対策

放射性物質による事故にかかる風評被害が生じた場合の影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策が生じた場合は、第2章「人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策」に準じ、対処する。

# 第4章 島根原子力発電所への対策

## 第1節 計画の目的

島根県では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）を策定している。

本市では、安来市民の広域避難を受け入れる可能性があるが、原子力災害の広域的被害特性を踏まえ、市独自に市民の避難等について本計画において定めておくことを目的とする。

なお、島根原子力発電所は岡山県県境から最も近いところで約52～53km（新見市）のところに立地しており、原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域（原子力施設から概ね半径30km圏内、以下「UPZ」という。）には入らないが、原子力規制委員会において、今後「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」（原子力施設から概ね30kmの範囲外、以下「PPA」という。）について検討し指針に反映する。

したがって、現在、国における防災基本計画においてはPPAにおける対策が示されておらず、また、岡山県地域防災計画においても対策が示されていないため、この章は、岡山県計画に則った計画ではないことから、岡山県が島根原発に対する対応策を新たに作成した際、または、必要があると認める場合には、これを修正する。

## 第2節 異常時等の対策

### 第1 環境放射線異常時の対策

島根県が管理する島根原子力発電所周辺環境放射線モニタリングポスト（以下「モニタリングポスト」という。）で、運営要領に定める異常値が現出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、島根県は次の対応をとるとともに、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）へこの旨を連絡する。

- 1 核爆発実験等の情報収集
- 2 モニタリング活動の強化
- 3 発電所内の放射線異常の有無の調査
- 4 その他必要な調査

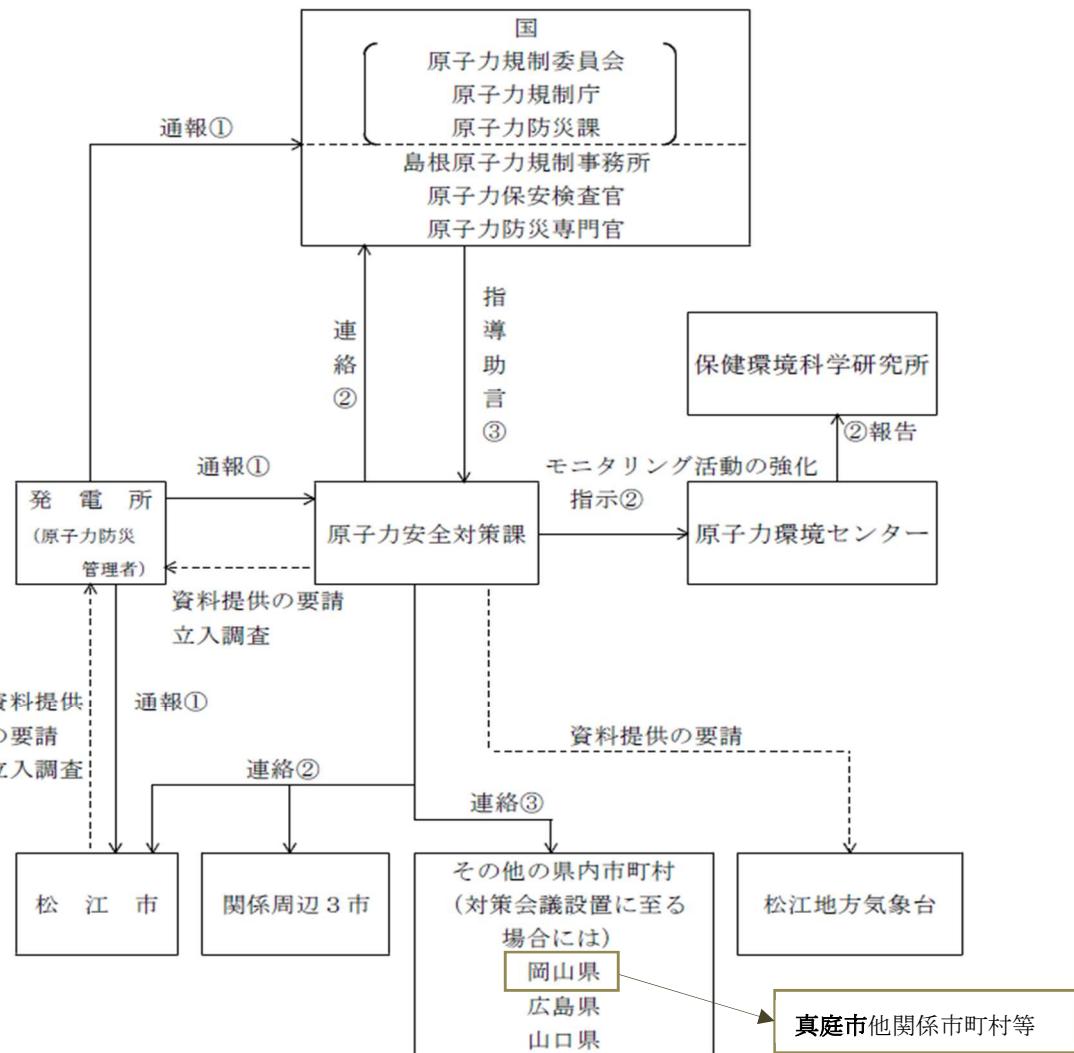
### 第2 発電所異常時の対策

島根県は、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったときは、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）、松江市及び関係周辺3市へ連絡するとともに、原子力環境センターに対しモニタリング活

動の強化を指示する。

また、島根県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに県内市町村に対してその状況を連絡するとともに、必要に応じて隣接する3県に情報提供がなされ、当市へは岡山県危機管理課を経由して連絡が入る。

[島根県における発電所異常時連絡系統図]



### 第3 警戒事象時の対策

島根県は発電所から警戒事象発生情報等の連絡を受けた場合、次のとおり対応することとしており、必要に応じて隣接する3県に情報提供がなされ、当市へは岡山県危機管理課を経由して連絡が入る。

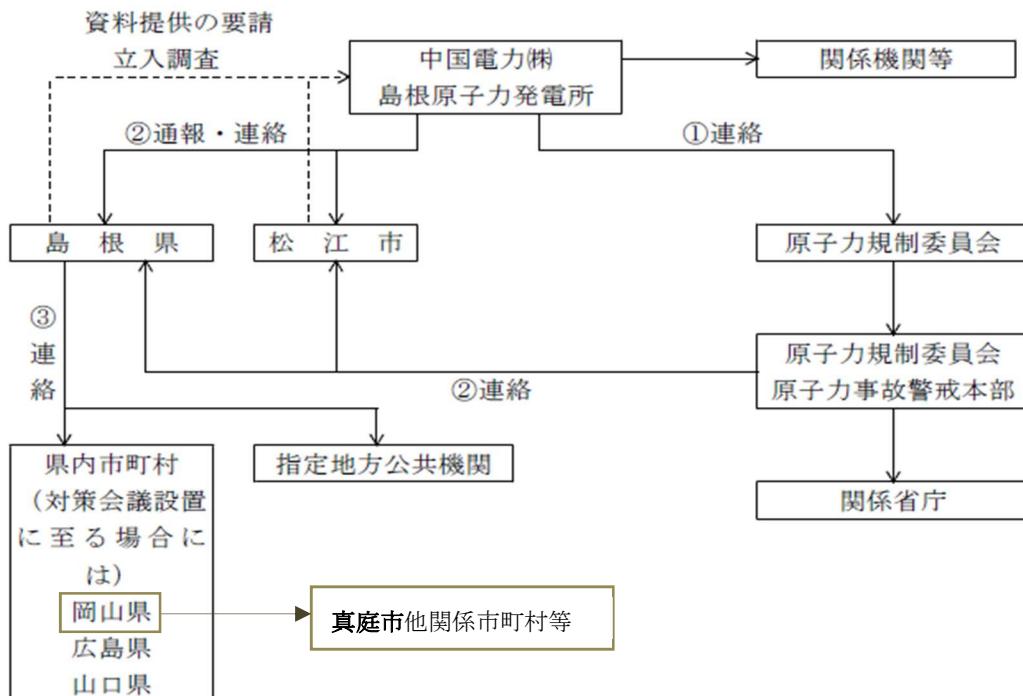
- 1 発電所の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、松江市、関係機関等への連絡に備える。
- 2 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び島根県に対し情報提供を行うものとされている。また、P A Z（原子力施設から概ね半径5

km 圏内) を含む松江市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、要配慮者の援護体制を構築するよう連絡する。

3 島根県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

また、島根県は、必要と認めたときは、安全協定第 1 条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺 3 市に対してその状況を連絡するとともに、必要に応じて隣接する 3 県に情報提供がなされる。

[島根県における警戒事象発生情報等連絡系統図]



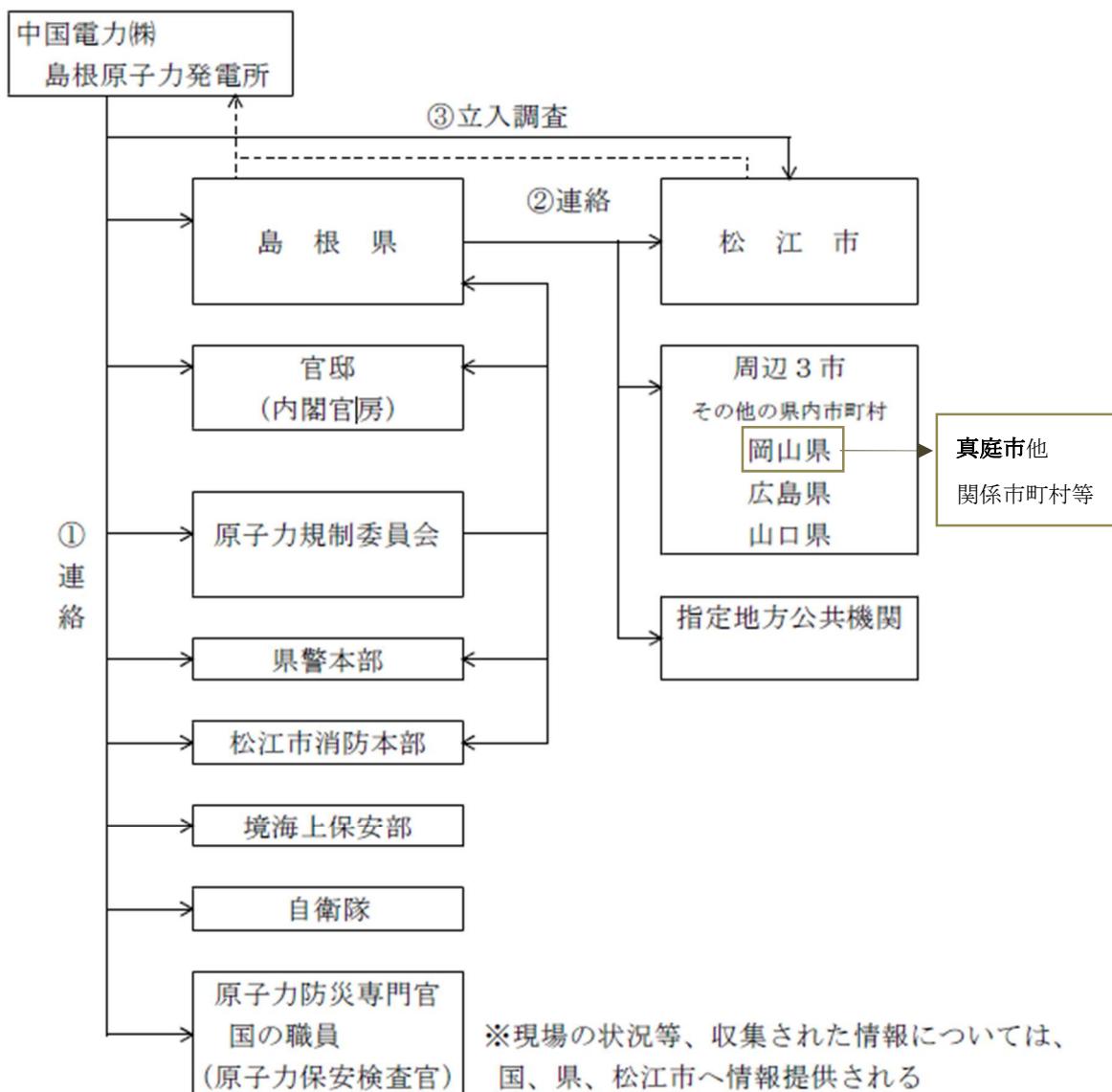
○数字：連絡等順番  
---：必要と認めたとき

## 第4 特定事象時の対策

島根県は、発電所及び国から特定事象の通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、松江市、関係周辺3市、その他の県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡しております、当市へは岡山県危機管理課を経由して連絡が入る。

- ・P A Zを含む松江市と同様の情報をU P Zを含む市に連絡
- ・U P Zを含む市に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

[島根県における発電所からの特定事象発生通報系統図]



## 第3節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 第1 住民等への情報伝達活動

- 1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- 2 市は、住民等への情報提供に当たっては国、島根県、岡山県及び松江市等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- 3 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、S P E E D I ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、島根県及び岡山県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。
- 4 島根県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。市は、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び中国電力(株)と相互に連絡をとりあう。
- 5 市は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

### 第2 県内のモニタリングポストにおける異常値の伝達

- 1 県は、県内に放射線連続測定装置（モニタリングポスト）を設置するなど、放射能調査体制強化を図るとともに、モニタリングポストの測定結果については、オンライン化によりリアルタイムで公開する。
- 2 県は、島根原発の事故に伴うモニタリングポストの異常値が確認された場合は、県危機管理課を通じて関係市町村等に連絡する。
- 3 市は、県からの通報を受けた場合は、上記「1 住民等への情報伝達活動」により適切な住民への情報伝達等に努めるとともに、モニタリングポストの数値を常に監視する。

県が設置する県内のモニタリングポスト

岡山ポスト（岡山市南区内尾 739-1）

津山ポスト（津山市国分寺 120-1）

和気ポスト（和気郡和気町和気 487-2）

新見ポスト（新見市高尾 2400）

笠岡ポスト（笠岡市笠岡 1870-1）

## 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

### 第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- 1 市は、住民等の避難誘導に当たっては、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。
- 2 市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。
- 3 島根県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。  
また、この場合、島根県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。  
なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、島根県は原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

### 第2 学校、保育所等施設における避難措置

学校、保育所等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合は、あらかじめ定めたマニュアル等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の保護者への引き渡しや避難をさせる。

### 第3 飲食物、生活必需品等の供給

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には県・国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## **第5節 活動体制、復旧対策等**

活動体制、復旧対策、被災者の健康相談、その他必要な災害復旧対策等については、第2章「人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策」、「真庭市防災計画風水害等対策編・地震災害対策編」に準じ、対処する。

## **第6節 U P Zを含む市町村からの広域避難の受入体制**

本市では、島根県安来市民の広域避難を受け入れる可能性があるが、原子力災害の広域的被害特性を踏まえ、県・市町村が連携して受入体制の整備を図る必要があることから、県において「広域避難受入マニュアル」作成することとされており、本市における受入体制整備にあたっては、このマニュアルに基づき実効性のある受入体制の整備を図る。